

新美香保体育館整備基本計画策定支援業務

提案説明書

令和4年（2022年）7月
札幌市スポーツ局スポーツ部

1 業務名

新美香保体育館整備基本計画策定支援業務

2 業務の背景・目的

本市では、将来的に人口減少社会の到来や超高齢社会の進展が見込まれる中、既存スポーツ施設が一斉に更新時期を迎えることに対応しつつ、市民の誰もがスポーツに参画できる持続可能な施設環境の実現を目指し、令和3年5月に「札幌市スポーツ施設配置活用実施方針（以下、「配置活用実施方針」という。）」を策定した。

配置活用実施方針において、スケート場及びカーリング場（以下、「アイスリンク」という。）は、本市のウィンタースポーツを支えるうえで必要不可欠な施設であることから、今後も引き続き機能を維持していくとともに、ウィンタースポーツの振興、ウィンタースポーツの拠点都市への発展に向け、必要な施設環境の整備を進めていくこととしている。

本市のアイスリンクのうち、美香保体育館は、1972年の札幌オリンピック開催に合わせて整備し、これまでアイスホッケーやフィギュアスケートなどの各種競技大会開催や市民への一般開放など、オリンピックのレガシーとして、長く活用されてきたが、2030年頃に更新時期（築60年）を迎えることから、対応を検討する必要がある。

本業務は、美香保体育館の更新に向け、考え方を明らかにするための基本計画策定に係る検討の支援を行うものである。

3 業務の内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

4 企画提案を求める項目

別紙1「仕様書（案）」を参照のうえ、業務を遂行するための下記の項目について、企画提案書等を作成すること。

- (1) 過去の類似業務実績について
- (2) 業務スケジュール、業務の実施体制及び費用内訳について

業務スケジュールについては、令和5年1月末までに基本計画の素案をとりまとめる必要があるため、これに留意して作成すること。

(3) 業務実施方針

本業務の趣旨・目的を踏まえた実施方針を記載すること。

(4) 施設計画の検討

施設計画の検討にあたり、配置活用実施方針を踏まえ、重要だと考える事項を示し、その事項の検討方法を具体的に記載すること。

(5) 事業方式・事業スキームの検討

対象施設における事業方式・事業スキームの検討にあたり、重要だと考える事項を示し、その事項の検討方法を具体的に記載すること。

(6) その他業務全体を通して有効と考えられる独自提案

別紙仕様書案「3 業務の内容」に示す事項以外に調査・検討すべき事項や付加できる事柄について、その理由を付して提案すること。

5 予算規模

12,300千円程度（消費税等相当額を含む）

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

7 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、以下の要件すべてに該当するものに限る。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著

しく不健全ではない者

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていない者
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

日程は下記の通り想定しているが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、最終審査を書類選考とするなど、日程や審査方法等を再検討する。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ・企画提案の公募開始 | 令和 4 年 7 月 8 日（金） |
| ・質問書の提出期限 | 令和 4 年 7 月 13 日（水）※ |
| ・質問書に対する回答 | 令和 4 年 7 月 19 日（火） |
| ・参加意向申出書及び企画提案書等の提出期限 | 令和 4 年 7 月 26 日（火）※ |
| ・一次審査（書類審査） | 令和 4 年 7 月 29 日（金） |
| ・最終審査（ヒアリング予定） | 令和 4 年 8 月 3 日（水） |

※提出期限については正午必着とする。

(2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

「15 問合せ先（事務局）」の HP アドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、提出期限内に質問書（様式 1）を下記ウのメールアドレスに送信すること。

ア 質問受付期限

令和 4 年 7 月 13 日（水）正午まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

sports-shisetsukeikaku@city.sapporo.jp

※タイトルは、「(団体名)「新美香保体育館整備基本計画策定支援業務」質問書」とする。

(4) 参加意向申出書及び企画提案書等の提出について

ア 参加意向申出書

提出期限までに参加意向申出書（様式2）を事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

イ 企画提案書等

提出期限までに別紙2「企画提案書等の作成について」に基づき作成し、事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

9 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「新美香保体育館整備基本計画策定支援業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）の審査において、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

- ・別紙3「評価項目及び評価基準表」により、提出書類による書類審査を行う。
- ・一次審査通過の企画提案は5件程度とする。
- ・一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- ・応募件数が5件程度以下の場合是一次審査を省略し、提出者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

- ・一次審査を通過した企画提案者に対し、別紙3「評価項目及び評価基準表」により、ヒアリングによる審査を行う。
- ・出席者は総括責任者を含め、最大3名までとする。
- ・ヒアリングは1社（者）約30分（説明15分、質疑15分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。）
- ・説明については、企画提案書に基づいて行うこととし、資料の配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。
- ・最低基準点は、実施委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割

とし、最も点数の高い企画提案者を契約候補者として選定する。

- ・採点が同点の場合は、評価項目における「3. 企画提案書」の評価が高いものを契約候補者として選定する。「3. 企画提案書」が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。
- ・なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば、最も優れた企画提案者として選定する。
- ・ヒアリングの詳細については、別途通知する。

(3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、一次審査を通過した企画提案者全員に対して文書により通知する。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を協議のうえ、締結するものとする。なお、この協議により、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との協議が整わない場合は、実施委員会での審査において次点とされた者と交渉する可能性がある。なお、契約は委託者と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様

- 式にて定めた内容に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
 - (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

13 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

14 その他留意事項

- (1) 本企画提案に係る一切の費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (4) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) この契約の対象となる施設の整備事業が PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定された場合において、本業務の受託者（協力会社等を含む。）は、同法第 8 条に定める民間事業者の選定への応募または参画及びこれらのコンサルタント等となることへの制約はない。

15 問合せ先（事務局）

〒060 - 0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE 札幌ビル9階

札幌市スポーツ局スポーツ部施設計画担当課

TEL : 011-211-3045 FAX : 011-211-3046

HP アドレス :

<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2022/proposal2.html>

メールアドレス : sports-shisetsukeikaku@city.sapporo.jp